　　　　令和２年３月23日から４月７日の間の教育活動等における留意事項

別紙

（令和２年３月16日時点）

◇　標記の休業期間に実施する教育活動等については、クラスター発生のリスクを下げるため、通知に示す３つの原則（換気をする、人の密度を下げる、近距離での会話や発声、高唱を避ける。）を踏まえ、以下の１～３の内容に十分留意して行うこと。

なお、公共交通機関を利用する児童生徒等が、混雑時を避けることができるよう、登下校時間を設定するとともに、活動時間は２時間程度とし、活動終了後は速やかに下校させること。

１　登校時の健康チェック等

〇児童生徒等の登校に際しては、十分に健康観察を行うとともに、発熱等の症状がある場合は登校させないこと。

〇別添の「けんこうかんさつカード（参考資料）」を活用するなどして、特に発熱等に注意させること。

〇担当する教員等は、登校してきた児童生徒等の健康チェックを必ず行うとともに、下校時にも、体調等に変化がないか確認すること。

２　部活動

〇活動への参加については、保護者の理解を得たうえ、無理をさせることのないよう配慮すること。

〇体育館・柔道場・教室等の活動場所は、密閉空間とならないように、２方向以上の窓を同時に開けるなど、換気を励行すること。また、周辺住民等への配慮から室内での練習が中心となる軽音楽部や吹奏楽部、和太鼓部等の活動については、少なくとも30分から１時間に１度は大きな音の出る活動を休止し、十分に換気を行うこと。

〇複数の部が更衣場所等に集中しないよう、時間をずらす、時間を区切るなどして、十分なスペースを確保するとともに、換気に努めること。また、更衣室の利用時間が短時間となるよう児童生徒等を指導すること。

〇屋外や換気の良い環境であっても、例えば、ラグビーのスクラム練習、柔道・レスリング等において相手と一定時間接触するような対人練習などは避けること。

　　　　　　〇対外試合（公式戦、練習試合を問わない。）、合宿、合同練習（日常的にひとつのチームで練習している合同部活動は除く。）、演奏会等については、無観客であっても４月７日までは引き続き、禁止とする。

３　これまで発出した新型コロナウイルス感染症対応に係る以下の通知等について

〇合格者説明会、物品購入、新入生の検診等、これまで以下の通知等において指示した実施形態等については、今回の措置によって変更するものではない。（(2)については関係府立高等学校にのみ、(5)については府立高等学校及び府立中学校にのみ通知。）

(1)　「新型コロナウイルス感染症に係る学校行事等の対応について」（令和2年2月28日付け教高第4071‐3号）

(2)　「令和2年度大阪府公立高等学校一般入学者選抜学力検査実施日の集合・点呼時等の対応及び令和２年度大阪府公立高等学校一般入学者選抜に係る合格者発表・合格者説明会等の実施について」（令和２年３月５日付け事務連絡）

(3)　件名「令和2年度大阪府公立高等学校一般入学者選抜学力検査実施日の集合・点呼時等の対応及び令和２年度大阪府公立高等学校一般入学者選抜に係る合格者発表・合格者説明会等の実施について」（2020年3月6日pm14：39府立高校校長・准校長様宛メールにて高等学校課 田中より指示した内容）

(4) 「新型コロナウイルス感染症対策のための府立学校における一斉臨時休業に関するQ＆A集（３月10日時点）」（令和2年3月10日付け事務連絡）《Qの1及び12の部活動の記載は除く》

(5) 「新型コロナウイルス感染症に配慮した結核検診・心臓一次検査の実施及び結核検診・心臓検診（一次及び二次検査）・尿検査の日程について」（令和２年３月９日付け教保第2757号）